

# 国立大学法人大分大学研究用麻薬及び向精神薬取扱規程

平成30年4月18日制定

平成30年規程第50号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究用の麻薬及び向精神薬の取扱いについては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）及びその他の関係法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法に定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この規程における用語は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「向精神薬研究者」とは、学術研究のため、向精神薬を製造し、又は使用する法人に所属する研究者をいう。
- (2) 「部局」とは、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第3項第2号に規定する部局をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

## (学長の責務)

第3条 学長は、法人における麻薬及び向精神薬の取扱いに関する業務を統括する。

## (部局長の責務)

第4条 部局長は、部局において、この規程に基づく麻薬及び向精神薬の取扱いに関し必要な措置を講ずるとともに、その業務を統括管理する。

## (麻薬研究者の免許申請)

第5条 麻薬研究者の免許を申請しようとする者は、大分県知事に対し当該申請を行う前に、麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号。以下「省令」という。）第1条に規定する申請書及び必要書類を部局長に提出しなければならない。

## (免許証に関する届出等)

第6条 麻薬研究者は、次の各号に掲げる大分県知事に対する届出又は申請を行う前に、届出又は申請に係る関係書類により部局長に報告しなければならない。この場合において、その報告は、当該事態が発生した日から7日以内に行わなければならない。

- (1) 麻薬に関する業務又は研究を廃止した場合における業務廃止等の届出
- (2) 免許証の記載事項に変更を生じた場合における免許証の記載事項の変更届
- (3) 免許証をき損し、又は亡失した場合における免許証の再交付の申請

## (麻薬の譲渡及び廃棄)

第7条 麻薬研究者は、大分県知事に対する麻薬の廃棄の届出又は法人の組織間の譲渡しを行う場合は、次の各号に掲げる事項について、事前に部局長に報告しなければならない。

- (1) 麻薬の品名及び数量
- (2) 麻薬の譲渡又は廃棄の方法

### (3) 麻薬及び締切りした帳簿の引渡時期

#### (麻薬事故の報告)

第8条 麻薬研究者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、当該事故に係る大分県知事への報告の前に、省令第12条の5に規定する届出書を提出することにより、速やかに部局長に報告しなければならない。

#### (麻薬の年間報告)

第9条 麻薬研究者が、法第49条に規定する届出（以下「麻薬年間届」という。）を行う場合は、事前に当該麻薬年間届を提出することにより、部局長に報告しなければならない。この場合において、その報告の期限は、当該麻薬年間届を提出する年の11月10日までとする。

#### (向精神薬の管理)

第10条 向精神薬研究者は、自己が使用する向精神薬の厳格な管理を行うとともに、向精神薬に関する事故を防止するため、随時、向精神薬の使用量及び現在量の点検を行わなければならない。

#### (向精神薬に係る事故の届出)

第11条 向精神薬研究者は、その管理している向精神薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項による報告を受けたときは、当該報告内容について、直ちに学長に報告しなければならない。

#### (向精神薬の年間報告)

第12条 向精神薬研究者は、前年に取り扱った向精神薬に係る法第50条の24第2項の事項について、別に定める向精神薬製造・使用報告書により、毎年2月10日までに部局長に報告しなければならない。

2 部局長は、前項による報告があったときは、直ちに学長に報告しなければならない。

#### (向精神薬試験研究施設の登録等)

第13条 向精神薬研究者は、向精神薬の取扱いを開始しようとするとき、又は中止若しくは終了したときは、向精神薬試験研究施設の登録、変更又は廃止に関し必要な書類を部局長に提出しなければならない。

2 部局長は、前項による提出があったときは、直ちに学長に報告しなければならない。

#### (事務)

第14条 研究用麻薬及び向精神薬の取扱いに関する事務は、事務局各課等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

#### (雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究用麻薬及び向精神薬の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月18日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。